

公益社団法人  
2025年日本国際博覧会協会  
会計監査人募集要領

令和3年8月6日

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

## 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会会計監査人募集要領

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会は、監査法人等による会計監査制度を導入し、監査の透明性及び公平性を確保するため、プロポーザル方式により、令和3年度の会計監査人を選定することといたしましたので、受嘱を希望する監査法人等におかれましては、本要領を参照していただき、ご提案をお願いいたします。

### 第1 委嘱する業務と対象年度

#### 1 委嘱する業務

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会会計基準に基づいて作成された財務書類※の監査・証明業務

※財務書類には財務諸表及び財産目録、附属明細表も含まれます。

#### 2 対象年度

令和3年度(2021年4月1日から2022年3月31日)

なお本公募結果に基づく推薦により当協会の社員総会決議によって選任を受けた会計監査人には、原則として、次年度以降も当協会の監査業務を継続して推薦する予定です。ただし、当協会定款第25条6項記載の通り、定時社員総会にて別段の決議がなされた場合、再任されないことがあります。

### 第2 委嘱金額上限額(消費税及び地方消費税額を含む。)

#### 1 契約締結の日から令和3年度監査・証明業務終了まで、12,000千円を上限とします。

(上記金額には報酬、交通費、事務費、通信費等のすべての経費を含みます)

#### 2 令和4年度以降の委嘱金額については各年度毎の監査契約において、都度協議するものとします。

### 第3 会計監査人選定スケジュール

日付	内容
令和3年8月6日(金)	募集要領公告及び質問受付開始
令和3年8月16日(月)	質問受付締切り
令和3年8月20日(金)	質問回答日
令和3年8月27日(金)	提案書の提出期限
令和3年8月下旬～9月初旬	提案内容のプレゼンテーション及び選定
令和3年9月初旬	選定結果の通知

#### 第4 応募資格等

##### 応募資格

以下の(1)から(9)までいずれにも該当するものであること。

- (1)一般法人法第 68 条に定める資格を有する公認会計士又は監査法人(以下「監査法人等」という。)であり、公認会計士法その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。
- (2)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条に基づく「財務指標、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書」の監査体制が十分に確保されていること。
- (3)今回委嘱する業務に従事する公認会計士が公認会計士法第 30 条及び第 31 条による懲戒処分を受けたことがないこと。
- (4)労働関係法令等の法令を遵守し、委嘱内容を誠実に履行できること。また適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (5)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱あるいは大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用するものでないこと。
- (6)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。  
ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされた者とみなす。
- (8)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げるものでないこと
- (9)主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (10)最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(11)この募集開始の日から会計監査人選定の日までの間において、次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

イ 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

オ 公認会計士法第 34 条の 21 第 2 項の規定による処分を現に受けている者

## 2 欠格条項

次の(1)から(7)までに該当する場合は、委嘱候補者選定の対象から除外します。

(1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(3) 会計監査人選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(5) 当協会の求めにも関わらず提出書類に不備があった場合

(6) この要領に違反又は著しく逸脱した場合

(7) (1)から(6)までのほか、審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

## 第5 応募方法等

募集要領の配布

(1) 期間

令和 3 年 8 月 6 日(金)から 8 月 27 日(金)まで

(2) 方法

協会ホームページからダウンロードで配布(郵送による配布は行わない。)

( <https://www.expo2025.or.jp/> )

## 1 提出書類

応募する監査法人等は、当協会に次の書類を添えて提出してください。なお、提出書類の内容確認のため、当協会から問い合わせを行うことがあります。

(1) 提案書(別紙「提案書作成要綱」参照)

(2) 監査法人等の下記の書類(個人の場合は法人に準ずる書類)

・ 登記簿謄本(提出の日において発行日から3か月以内のものに限る。)

- ・ 定款の写し
- ・ 直近2期分の決算報告書の写し
- ・ 監査法人等の概要(パンフレットで可)
- ・ 監査契約に係る標準契約約款

## 2 応募手続

前記2の提出書類を、簡易書留により以下の提出先に郵送してください。令和3年8月6日(金)から8月27日(金)まで(最終日は午後5時当協会必着)でお願い致します。郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類のデータを令和3年8月27日(金)の午後5時まで送信すること。(送信先:[donate@expo2025.or.jp](mailto:donate@expo2025.or.jp)) また、電子メール送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

提出先:公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 総務局財務部経理課  
(担当:篠田・加門)

〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1丁14-16 大阪府咲洲庁舎43階

## 3 提出書類の返却

理由を問わず提出書類は返却しません。

## 4 経費の負担

提案に要する経費は、すべて提案者の負担とします。

## 5 質問の受付

この募集に関する質問については、令和3年8月6日(金)から8月16日(月)までの間に、「質問書(別紙参照)」により次の電子メールアドレスに送付してください。

電子メールアドレス: [donate@expo2025.or.jp](mailto:donate@expo2025.or.jp)

## 6 プレゼンテーション

上記2(1)の提案書の内容について、8月下旬から9月初旬の日程(別途通知)にて、説明して頂きます。説明していただく時間等の詳細は8月30日(月)迄に応募者にご連絡いたします。

## 第6 選定方法

### 1 2025年日本国際博覧会協会会計監査人選定委員会

会計監査人の選定に当たっては、「2025年日本国際博覧会協会会計監査人選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置して行います。委員会では、第5の2の提出書類の審査及び

第5の7のプレゼンテーションを行い、配点基準に基づき提案書を評価し、評価の最も高い提案者1者を優先委嘱予定者、次順位の者を補欠予定者として選定します。なお、委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

## 2 評価方法

委員会の審査は、定性評価(提案内容:80点)、定量評価(所要経費:20点)の合計100点満点で行います。定性評価とは、「提案書作成要領」1-(2)から(4)までの項目を指し、定量評価とは、「提案書作成要領」1-(5)の項目を指します。

## 3 選定結果の通知

選定結果については各提案者に対して個別に書面で通知するとともに、協会HPに掲載します。

## 第7 会計監査人の決定及び契約締結

1 前記第6により優先委嘱予定者として選定された監査法人等に対し、提案された内容を基に契約条件等を協議の上、委嘱する事業者を決定し、委嘱契約を締結します。

2 優先委嘱予定者が契約を締結しない場合には、補欠予定者と契約の交渉を行うこととします。その場合、補欠予定者は定性評価が56点以上であることを条件とします。

3 提案者が1社のみの場合であっても、定性評価が56点以上の場合はプロポーザルが成立することとします。

## 第8 契約手続等

### 1 契約手続きについて

(1)契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結いたします。

(2)採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議することとします。この際、内容・金額について変更が生じる場合がございます。

(3)契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4)契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結いたしません。

(5)契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがあります。

(6)契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結いたしません。

(7)当協会は責任限定契約の締結はできません。会計監査人の損害賠償責任につきましては当協会定款第 28 条 1 項に基づき判断いたします。

## 2 事業の再委嘱

事業の一部又は全部を、他の法人等に再委嘱することは認めません。ただし、あらかじめ当協会の承諾を得た場合は、この限りではありません。

## 第9 その他

### 1 個人情報の保護

委嘱契約の履行に際しては、別途当協会が定める「個人情報取扱特記事項」を遵守してください。